

判決年月日	平成25年2月20日	担当 部	知的財産高等裁判所 第3部
事 件 番 号	平成24年（行ケ）第10151号		
○発明の名称を「高強度高延性容器用鋼板」とする発明の無効審判請求不成立審決について、特許法36条6項1号（サポート要件）の判断に誤りがあるとして、審決が取り消された事例			

（関連条文）特許法36条6項1号

本件は、原告が、特許庁に対し、被告の有する発明の名称を「高強度高延性容器用鋼板」とする発明について、無効審判請求をしたが、無効不成立審決を受けたことから、その審決の取消しを求めた事案である。

本判決は、以下のとおり、審決の特許法36条6項1号（サポート要件）の判断には誤りがあるとして、審決を取り消した。

すなわち、本件訂正発明に係る特許請求の範囲に記載された鋼板は、C：0.005～0.040%を含有し、容器に用いられるものである限り、各種の成分及び組成範囲を有する鋼板を包含するものであるのに対し、訂正明細書の発明の詳細な説明には、C：0.005～0.040%のほか、Si：0.001～0.1%、Mn：0.01～0.5%、P：0.002～0.04%、S：0.002～0.04%、Al：0.010～0.100%、N：0.0005～0.0060%との成分及び組成範囲を有する鋼以外の鋼（例えば、上記の鋼に、更にCr、Cu、Ni等を添加したものなど）を用いて製造された鋼板が、「JIS5号試験片による引張試験における0.2%耐力が430MPa以上、全伸びが15%以下」及び「10%の冷間圧延前後のJIS5号試験片による引張試験における0.2%耐力の差が120MPa以下で、引張強度と0.2%耐力の差が20MPa以上」を満たし、良好なフランジ成形性を有することについては、何ら開示されていない。そうすると、鋼の組成について、「C：0.005～0.040%を含有」することを特定するのみで、C以外の成分について何ら特定していない本件訂正発明は、訂正明細書の発明の詳細な説明に開示された技術事項を超える広い特許請求の範囲を記載していることになるから、訂正明細書の発明の詳細な説明に記載されたものとはいえない。

また、訂正明細書の発明の詳細な説明には、鋼板の全伸びが10%未満でも、「10%の冷間圧延前後のJIS5号試験片による引張試験における0.2%耐力の差が120MPa以下」及び「引張強度と0.2%耐力の差が20MPa以上」の各要件を満たすことによりフランジ成形性が良好となることが開示されているとはいえないところ、本件訂正発明は、鋼板の全伸びについて、「15%以下」と特定するのみで、その下限値を特定せず、10%未満である場合をも包含するものであるから、発明の詳細な説明に開示されたものとはいえない。

以上のとおり，本件訂正発明に係る特許請求の範囲の記載は，鋼板の成分及び全伸びに関して，特許法 36 条 6 項 1 号（サポート要件）に適合しない。